

会 議 録

会 議 の 名 称	行田市国民保護協議会
開 催 日 時	平成22年11月11日（木） 開会：9時30分・閉会：10時00分
開 催 場 所	産業文化会館2階 第2会議室
出席者（委員） 氏 名	工藤正司 中山 操 若山 武 棚沢 栄 小川栄一 宮崎 薫 橋本好司 高内利政 肥留川武雄 柏崎 仁 島田悦男 斉藤敏夫 中山勇八（代） 田口 修（代） 八ッ田 彰（代）
欠席者（委員） 氏 名	羽鳥利明 丸山綱男 江森 保 高橋秀雄 棚沢 恵 岡田真彦 鎌田 裕 田口隆一
事 務 局	山村危機管理監 吉田主幹 西村主査 大澤主事
会 議 内 容	（1）国民保護に関する行田市計画の変更の諮問について （2）国民保護に関する行田市計画の変更について （3）その他
会 議 資 料	（資料名・概要等） ・ 行田市国民保護協議会会議資料 ・ 国民保護に関する行田市計画新旧対照表 ・ 国民保護に関する行田市計画（変更案） ・ 国民保護に関する行田市計画について（答申）案
そ の 他 必 要 事 項	

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局 工藤会長	1 開 会 2 あいさつ ○ この「国民保護協議会」は、国民保護法に基づき、都道府県や市町村に設置されるもので、武力攻撃やテロ攻撃に備えた国民保護措置に関する施策を総合的に推進するために、関係機関が連携して対策を講じることを目的としている。 ○ 行田市では、平成１９年度に行田市国民保護計画を策定されたが、国の「国民の保護に関する基本指針」及び埼玉県の「国民保護に関する埼玉県計画」がそれぞれ改定されたことを受け、市町村においての国民保護計画を改定することとなっており、本日、お集まりいただいた皆様には、それぞれの立場から御意見を伺い、本市の国民保護計画を改定したいと考えている。 ○ 国が想定している武力攻撃やテロ攻撃は、大変大規模な非常事態であり、一自治体としてできることは限られてしまうが、地域住民の皆様の被害や犠牲を最小限に食い止めるため、この国民保護計画を改定し、市として最善を尽くす所存である。 3 議 事（議長：工藤会長） (1) 報告事項 ア 「国民保護に関する行田市計画の変更」の諮問について
事務局	○「国民保護に関する行田市計画の変更」の諮問について、事務局が説明した。 国民保護に関する行田市計画の変更については、国民保護法第３９条第３項の規定により、「市町村長は、国民の保護に関する計画を作成又は変更するときは、あらかじめ、協議会に諮問しなければならない」となっていることから、資料１のとおり諮問した所である。
工藤会長	（諮問書の朗読） 以上、「国民保護に関する行田市計画の変更」の諮問についての説明である。 事務局の説明に対し意見や質問があればお願いしたい。 （委員からの意見や質問は無い） この案件は報告事項であるため、特に意見がなければ、ご了承いただきたい。 (2) 協議事項

事務局	(1) 国民保護に関する行田市計画の変更について ○国民保護に関する行田市計画の変更について、事務局が説明した。 【変更案作成の経過説明】 この変更案を作成した経過であるが、行田市では、大規模テロ等に対する避難・救援等国民に関する措置を迅速かつ的確に実施するため「国民保護法」及び「国民の保護に関する基本方針」に基づき平成19年2月に策定したが、平成20年10月の「国民の保護に関する基本方針」の改定及び平成22年3月の「国民保護に関する埼玉県計画」の改定に併せ全般的な見直しを行った。 主な改定事項は、資料2の太枠の通りとなっている。 1点目に「国の基本方針改訂に伴う変更」では、武力攻撃事態等合同対策協議会や現地調整所を新たに明記した。 「武力攻撃事態等合同対策協議会」は、国の現地対策本部長が関係地方公共団体の国民保護対策本部等と情報交換や相互協力を行うために必要に応じて開催するものであり、開催された場合、市が参加するものと明記した。 また、「現地調整所」では、国民保護措置が実施される現場において、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関といった現地で活動する期間の活動を円滑に調整する事が必要であると認めた場合に市町村又は県が設置するものである。 この「現地調整所」は、原則として市が設置することとなっているが、市が対応する事が困難な場合や災害の状況が重大な場合等、県が関係機関に最も適切に対処しうると判断された時、県と調整の上設置するものと明記した。 2点目の「その他」では、計画策定より3年以上経過したことに伴う時点修正や国、県の基本方針や計画などを参考に見直しを行った。 【国民保護に関する行田市計画の変更内容説明】 変更案の内容を新旧対照表及び計画変更案を基に説明した。 第1編第3章「計画策定に当たっての基本的な考え方」では、各項目を国の基本方針及び埼玉県計画の記述順序と整合させるため変更した。特に、本計画の根幹的な事項である「基本的人権の尊重」を第1番目に記述した。 第1編第4章第2節「社会的特性」では、本市の人口動向について平成22年1月1日現在のデータに変更した。 第1編第5章の「国民保護の実施体制」の記述の理解を容易にする
------------	--

	ため、消防庁作成の「武力攻撃事態等における国民保護に関する措置の仕組み」図を新たに添付した。 第2編第1章「情報収集、伝達体制の構築」、第1節「通信の確保」では、住民の避難や救援を円滑に実施するため関係機関との情報の迅速かつ的確に共有化しながら、連携を図ることを明記しており、万が一通信手段が途絶した場合の通信確保に努める旨を記述した。 第2節では被災情報の収集や整理及び知事への報告を適切に実施するため、担当者を定めると共に、体制の整備につとめる旨を記述した。 第3節では安否情報の収集、整理、報告及び提供が円滑に行えるための体制の整備を記述した。 第2編第2章第2節から第4節では、「市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部」の略称を「市国民保護対策本部等」から「市対策本部」に簡略化した。 第2編第4章第1編2「武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成」では、旧計画で弾道ミサイル、ゲリラや特殊部隊の攻撃、航空攻撃に対する避難方法を一括して記述していたが、変更案では事前と事後に分け、避難の指示内容を具体的に記述した。 なお、旧計画で乗り物の中にいた場合の避難方法として「地下鉄で攻撃があった場合」の記述があったが、行田市では地下鉄がないため削除した。 2編第4章第4節から11節では、各項目を埼玉県計画の記述順序と整合させるために変更した。 第3編第1章第1節「全庁的な体制の整備」及び第2節「市対策本部の組織等」では、市の組織改変に伴い変更した。 第3編第1章第3節2「国・県の現地対策本部との連携」及び5「現地調整所の設置」では、資料2にて主な変更点として話しをした「武力攻撃等合同協議会」への参加及び「現地調整所」の設置を新たに明記した。 第3編第3章第1節では、市の組織改変に伴い変更した。 第3編第4章3「傷病者搬送の要請」では、救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）を追加した。 第3編第6章第2節「安否情報の収集・提供」では、安否情報報告書の様式の項目に合わせ、項目を追加した。 第6編第1章「埼玉県及び行田市が想定する事態」では、サリン以外の放射性物質、生物剤、化学剤についてもマニュアルの策定を検討
--	--

工藤会長	する必要があるため変更した。 以上、「国民保護に関する行田市計画の変更」についての説明である。 事務局の説明に対し意見や質問があればお願いしたい。 （委員からの意見や質問は無い） 国民保護に関する行田市計画の変更について了承いただけた方は、拍手願いたい。 （拍手全員） 拍手全員と認めたため、この議案を承認させていただく。 本日の議事はすべて終了したので、議長の職を解かせていただく。
事務局	4 その他 ○今後の国民保護に関する行田市計画の取扱いについて、事務局が説明した。 承認いただいた国民保護に関する行田市計画の変更案は、ただ今、事務局から配布した文書を添付して答申とし、その後、埼玉県知事と計画（案）について協議を行う。この協議が整った後、法律では「速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない」と規定されているため、平成23年3月行田市議会定例会において議会に報告し、その後、市民の皆様へ公表するというスケジュールで作業を進めたい。 なお、今回の行田市国民保護協議会は、行田市国民保護計画の変更の諮問について答申したことで終了となりますが、今後、この計画を変更するような場合が生じた際は、皆様方にご審議をいただくことになるので、よろしくお願いしたい。 以上で行田市国民保護協議会を終了する。